

車椅子貸出要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一時的に車椅子を必要とする人に対し、日常生活の利便を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、飯南町社会福祉協議会とする。

(対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内に在住し、通院、旅行、外出、介護認定が決まるまでの期間など、一時的に車椅子を必要とする者
- (2) 前号に掲げる者の他、会長が必要と認める者

(実施方法)

第4条 車椅子の貸出は、本人又は養護する者からの申請に基づき行うものとする。

- 2 車椅子の貸出、返却は社協において行うものとする。
- 3 車椅子の運搬は、原則申請者が行うものとする。

(申 請)

第5条 車椅子を借用しようとする者は、車椅子借用申請書（別紙様式1号）を提出するものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、必要日数とし、最長1ヶ月とする。

- 2 貸出期間の延長が必要な場合は、電話等により貸出期間満了までに届け出るものとする。

(費 用)

第7条 車椅子の借用に係る費用は無料とする。

(借受者の義務)

第8条 借受者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 車椅子の使用に当たっては、使用目的に従った使用をすること。
- (2) 借受者の故意又は過失により貸し出した車椅子を亡失又は破損等させた場合は、その対価の全部又は一部を弁償しなければならない。

(保 管)

第9条 車椅子の管理及び貸出の所管課は居宅支援課とする。

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。